

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第55号	さいたま市公舎貸与規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年4月26日
規則第56号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則	年 金 医 療 課	令和3年5月27日
規則第57号	さいたま市保健所長事務委任規則等の一部を改正する規則	食 品 衛 生 課	令和3年5月31日
規則第58号	さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	食品・医薬品安全課	令和3年5月31日
規則第59号	さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 政 策 課	令和3年6月3日
規則第60号	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	市 民 協 働 推 進 課	令和3年6月7日
規則第61号	さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和3年6月7日
規則第62号	さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則を廃止する規則	職 員 課	令和3年6月10日
規則第63号	さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	職 員 課	令和3年6月10日
規則第64号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	健 康 増 進 課	令和3年6月14日
規則第65号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和3年6月22日
規則第66号	さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和3年6月25日
規則第67号	さいたま市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和3年6月25日
規則第68号	さいたま市母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則	総 務 課 (子)	令和3年6月25日
規則第69号	さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則	総 務 課 (子)	令和3年6月25日
規則第70号	さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	南 部 児 童 相 談 所	令和3年6月29日
規則第71号	さいたま市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	障 害 支 援 課	令和3年6月30日
規則第72号	さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	デジタリ改革推進部	令和3年7月7日

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第73号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税 制 課	令和3年7月7日
規則第74号	さいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	食品・医薬品安全課	令和3年7月20日

さいたま市規則第55号

さいたま市公舎貸与規則の一部を改正する規則

さいたま市公舎貸与規則（平成13年さいたま市規則第256号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
(使用料) 第5条 公舎の使用料は、 <u>月額とし、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第15条第1項の有料宿舎の使用料の算定方法に準じて算出した額とする。</u> 2・3 [略]	(使用料) 第5条 公舎の使用料は、 <u>別表のとおりとする。</u> 2・3 [略] <u>別表（第5条関係）</u> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>使用料（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>仲町3丁目公舎</td><td>さいたま市浦和区仲町3丁目9番11号</td><td>47,005円</td></tr></tbody></table>	名称	所在地	使用料（月額）	仲町3丁目公舎	さいたま市浦和区仲町3丁目9番11号	47,005円
名称	所在地	使用料（月額）					
仲町3丁目公舎	さいたま市浦和区仲町3丁目9番11号	47,005円					

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

さいたま市規則第56号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則（平成13年さいたま市規則第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(所得の額の計算方法)</p> <p>第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）</u>、退職所得金額及び山林所得金額、<u>地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、</u></p>	<p style="text-align: center;">(所得の額の計算方法)</p> <p>第12条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）<u>、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項、第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特</u></p>

これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(母を除く。) 270,000円

例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額、同条第6項に規定する条約適用配当等の額並びに養育費所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。))の納税義務者(同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。以下この号において同じ。))及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。)(母及び父を除く。) 270,000円(当該控除を受けた者が同法第34条第3項に規定する寡婦(同法第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第34条第3項に該当する者を含む。))

<p>(4) <u>当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）</u> 350,000円</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>（条例第4条第2項の規則で定める特例）</p> <p>第13条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条の規定によるひとり親家庭等医療費の支給については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>）である場合には、<u>350,000円</u>）</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>（条例第4条第2項の規則で定める特例）</p> <p>第13条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法<u>（昭和40年法律第33号）</u>に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条の規定によるひとり親家庭等医療費の支給については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。</p> <p>2 [略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第12条の規定は、令和2年以後の年分の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年分の所得の額の計算については、なお従前の例による。

さいたま市規則第57号

さいたま市保健所長事務委任規則等の一部を改正する規則

(さいたま市保健所長事務委任規則の一部改正)

第1条 さいたま市保健所長事務委任規則(平成14年さいたま市規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(医療法等に関する委任事務)</p> <p>第12条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「令」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)~(36) [略]</p> <p>(37) <u>知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号。以下「特例条例」という。)</u>別表第13項第2号5の規定による命令に関すること。</p> <p>(水道法等に関する委任事務)</p> <p>第24条 水道法(昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。)及び埼玉県自家水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)に関する事務(さいたま市が経営するものを除く。)のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) <u>特例条例別表第103項1</u>の規定による確認に関すること。</p> <p>(13) <u>特例条例別表第103項2</u>の規定による承認に関すること。</p> <p>(14) <u>特例条例別表第103項3</u>の規定による届出の受理及び検査に関すること。</p> <p>(15) <u>特例条例別表第103項4</u>の規定による検査</p>	<p>(医療法等に関する委任事務)</p> <p>第12条 医療法(昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この条において「令」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)~(36) [略]</p> <p>(37) <u>特例条例別表第13項第2号5</u>の規定による命令に関すること。</p> <p>(水道法等に関する委任事務)</p> <p>第24条 水道法(昭和32年法律第177号。以下この条において「法」という。)及び埼玉県自家水道条例(昭和32年埼玉県条例第2号)に関する事務(さいたま市が経営するものを除く。)のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。</p> <p>(1)~(11) [略]</p> <p>(12) <u>特例条例別表第104項1</u>の規定による確認に関すること。</p> <p>(13) <u>特例条例別表第104項2</u>の規定による承認に関すること。</p> <p>(14) <u>特例条例別表第104項3</u>の規定による届出の受理及び検査に関すること。</p> <p>(15) <u>特例条例別表第104項4</u>の規定による検査</p>

に関すること。

- (16) 特例条例別表第103項5の規定による措置に関すること。
- (17) 特例条例別表第103項6の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (18) 特例条例別表第103項7の規定による命令に関すること。
- (19) 特例条例別表第103項8の規定による停止命令に関すること。
- (20) 特例条例別表第103項9の規定による事務に関すること。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務)

第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）
、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）
及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）
）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 法第7条第4項の規定による薬局の管理者の兼務の許可に関すること。
- (3)～(5) [略]
- (6) 法第13条第1項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可に関すること。
- (7) [略]
- (8) 法第14条第15項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る一部変更の承認に関すること。
- (9) 法第14条第16項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。
- (10) [略]
- (11) 法第17条第8項において準用する法第7条第4項の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の兼務の許可に関すること。
- (12)～(14) [略]
- (15) 法第28条第4項の規定による店舗販売業の店舗管理者の兼務の許可に関すること。
- (16)～(26) [略]
- (27) 法第69条第6項の規定による報告の徴収、

に関すること。

- (16) 特例条例別表第104項5の規定による措置に関すること。
- (17) 特例条例別表第104項6の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (18) 特例条例別表第104項7の規定による命令に関すること。
- (19) 特例条例別表第104項8の規定による停止命令に関すること。
- (20) 特例条例別表第104項9の規定による事務に関すること。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に関する委任事務)

第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）
、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「令」という。）
及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）
）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) [略]
- (2) 法第7条第3項の規定による薬局の管理者の兼務の許可に関すること。
- (3)～(5) [略]
- (6) 法第13条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による薬局製造販売医薬品の製造業に係る許可に関すること。
- (7) [略]
- (8) 法第14条第13項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る一部変更の承認に関すること。
- (9) 法第14条第14項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売に係る軽微な変更の届出の受理に関すること。
- (10) [略]
- (11) 法第17条第4項において準用する法第7条第3項の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者の兼務の許可に関すること。
- (12)～(14) [略]
- (15) 法第28条第3項の規定による店舗販売業の店舗管理者の兼務の許可に関すること。
- (16)～(26) [略]
- (27) 法第69条第5項の規定による報告の徴収、

立入検査及び収去に関すること。

(28)～(32) [略]

(33) 法第72条の2の2の規定による薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業者若しくは貸与業者に対する命令に関すること。

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) [略]

(40) [略]

(41) [略]

(42) [略]

(43) 令第2条の2の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。

(44) 令第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付の申請の受理に関すること。

(45) 令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付の申請の受理に関すること。

(46) 令第2条の4第3項の規定による薬局開設の許可証の返納に関すること。

(47) 令第2条の5の規定による薬局開設の許可証の返納に関すること。

(48) 令第2条の6の規定による薬局開設の許可台帳の整備に関すること。

(49) 令第2条の13の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関すること。

(50) [略]

(51) [略]

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

(65) [略]

(66) [略]

(67) [略]

立入検査及び収去に関すること。

(28)～(32) [略]

(33) [略]

(34) [略]

(35) [略]

(36) [略]

(37) [略]

(38) [略]

(39) [略]

(40) [略]

(41) [略]

(42) 令第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付に関すること。

(43) 令第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付の申請の受理に関すること。

(44) 令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付の申請の受理に関すること。

(45) 令第1条の6第3項の規定による薬局開設の許可証の返納に関すること。

(46) 令第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納に関すること。

(47) 令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳の整備に関すること。

(48) 令第2条の規定による総取扱処方箋数の届出の受理に関すること。

(49) [略]

(50) [略]

(51) [略]

(52) [略]

(53) [略]

(54) [略]

(55) [略]

(56) [略]

(57) [略]

(58) [略]

(59) [略]

(60) [略]

(61) [略]

(62) [略]

(63) [略]

(64) [略]

(65) [略]

(66) [略]

- (68) [略]
- (69) [略]
- (70) [略]
- (71) [略]
- (72) [略]
- (73) [略]
- (74) [略]
- (75) [略]
- (76) [略]
- (77) [略]
- (78) [略]
- (79) [略]
- (80) [略]
- (81) [略]
- (82) [略]
- (83) [略]
- (84) [略]
- (85) [略]
- (86) [略]
- (87) [略]
- (88) [略]
- (89) [略]
- (90) [略]

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務)

第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。

- (1) 特例条例別表第113項第1号1の規定による認定に関すること。
- (2) 特例条例別表第113項第1号2の規定による認定書の交付に関すること。
- (3) 特例条例別表第113項第1号3の規定による認定の取消しに関すること。
- (4) 特例条例別表第113項第1号4の規定による認定書の返納に関すること。
- (5) 特例条例別表第113項第1号5の規定による命令に関すること。
- (6) 特例条例別表第113項第1号6の規定による申請の受理に関すること。
- (7) 特例条例別表第113項第1号7の規定による認定書の再交付に関すること。
- (8) 特例条例別表第113項第1号8の規定による届出の受理に関すること。
- (9) 特例条例別表第113項第1号9の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

- (67) [略]
- (68) [略]
- (69) [略]
- (70) [略]
- (71) [略]
- (72) [略]
- (73) [略]
- (74) [略]
- (75) [略]
- (76) [略]
- (77) [略]
- (78) [略]
- (79) [略]
- (80) [略]
- (81) [略]
- (82) [略]
- (83) [略]
- (84) [略]
- (85) [略]
- (86) [略]
- (87) [略]
- (88) [略]
- (89) [略]

(埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例に関する委任事務)

第46条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。

- (1) 特例条例別表第114項第1号1の規定による認定に関すること。
- (2) 特例条例別表第114項第1号2の規定による認定書の交付に関すること。
- (3) 特例条例別表第114項第1号3の規定による認定の取消しに関すること。
- (4) 特例条例別表第114項第1号4の規定による認定書の返納に関すること。
- (5) 特例条例別表第114項第1号5の規定による命令に関すること。
- (6) 特例条例別表第114項第1号6の規定による申請の受理に関すること。
- (7) 特例条例別表第114項第1号7の規定による認定書の再交付に関すること。
- (8) 特例条例別表第114項第1号8の規定による届出の受理に関すること。
- (9) 特例条例別表第114項第1号9の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

- (10) 特例条例別表第1-1-3項第2号1の規定による届出の受理に関する事。
- (11) 特例条例別表第1-1-3項第2号2の規定による命令に関する事。
- (12) 特例条例別表第1-1-3項第2号3の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (13) 特例条例別表第1-1-3項第3号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関する事。

- (10) 特例条例別表第1-1-4項第2号1の規定による届出の受理に関する事。
- (11) 特例条例別表第1-1-4項第2号2の規定による命令に関する事。
- (12) 特例条例別表第1-1-4項第2号3の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事。
- (13) 特例条例別表第1-1-4項第3号の規定による免許証の再交付及び免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為に関する事。

(さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 さいたま市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則（令和2年さいたま市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4条の改正を次のように改める。

(食品衛生法等に関する委任事務)

第4条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 法第28条第1項（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事（さいたま市食肉中央卸売市場（以下「卸売市場」という。）に係るものを除く。）。
- (4) 法第30条第2項（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の監視指導に関する事（卸売市場に係るものを除く。）。
- (5) 法第48条第8項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出の受理に関する事。
- (6) 法第55条の規定による営業の許可に関する事。
- (7) 法第56条第2項（法第57条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関する事。
- (8) 法第57条第1項の規定による営業の届出の受理に関する事。
- (9) 法第58条第1項の規定による食品等の回収に係る届出の受理に関する事。
- (10) 法第59条（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄又は必要な処置の命令に関する事（卸売市場に係るも

(食品衛生法等に関する委任事務)

第4条 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。）及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 法第28条第1項（法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事（さいたま市食肉中央卸売市場（以下「卸売市場」という。）に係るものを除く。）。
- (4) 法第30条第2項（法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定による食品衛生監視員の監視指導に関する事（卸売市場に係るものを除く。）。
- (5) 法第48条第6項の規定による食品衛生管理者の設置又は変更の届出の受理に関する事。
- (6) 法第52条の規定による営業の許可に関する事。
- (7) 法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関する事。
- (8) 法第54条（法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄又は必要な処置の命令に関する事（卸売市場に係るも

のを除く。)

- (11) 法第60条（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し等に関すること。
- (12) 法第61条（法第68条第3項において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令及び営業の許可の取消し等に関すること。
- (13) 法第64条第1項及び第2項の規定による死体解剖の実施等に関すること。
- (14) [略]
- (15) 省令第71条の2の規定による廃業の届出の受理に関すること。

のを除く。)

- (9) 法第55条（法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し等に関すること。
- (10) 法第56条（法第62条第3項において準用する場合を含む。）の規定による整備改善の命令及び営業の許可の取消し等に関すること。
- (11) 法第59条第1項及び第2項の規定による死体解剖の実施等に関すること。
- (12) [略]
- (13) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号。以下「特例条例」という。）別表第103項1の規定による許可に関すること。
- (14) 特例条例別表第103項2の規定による条件の付与に関すること。
- (15) 特例条例別表第103項3の規定による届出の受理に関すること。
- (16) 特例条例別表第103項4の規定による行商の許可証及び記章の交付に関すること。
- (17) 特例条例別表第103項5の規定による検定に関すること。
- (18) 特例条例別表第103項6の規定による申請の受理に関すること。
- (19) 特例条例別表第103項7の規定による返納に関すること。
- (20) 特例条例別表第103項8の規定による施設及び設備の改善命令、許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。
- (21) 特例条例別表第103項9の規定による事務に関すること。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 第1条の規定（次号に掲げる改正を除く。） 令和3年6月1日
- (3) 第1条中第26条の改正 令和3年8月1日

さいたま市規則第58号

さいたま市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市食品衛生法施行細則（平成14年さいたま市規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第83号）及びさいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(営業許可書の交付)</p> <p>第2条 さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長は、<u>法第55条第1項</u>の規定による営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、営業許可書（様式第1号又は様式第1号の2）を交付するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）、食品衛生法施行条例（平成12年埼玉県条例第22号）、<u>食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）</u>、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成14年埼玉県条例第78号）、食品衛生法施行細則（昭和48年埼玉県規則第48号）、<u>食品衛生に関する条例施行規則（昭和49年埼玉県規則第90号）</u>、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成15年埼玉県規則第83号）及びさいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(営業許可書の交付)</p> <p>第2条 さいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長 <u>（以下「保健所長」という。）</u> は、<u>法第52条第1項又は食品衛生に関する条例第2条第1項</u>の規定による営業の許可をしたときは、当該営業許可申請者に対し、営業許可書（様式第1号又は様式第1号の2）を交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（食品等の製造又は加工の営業の届出事項等）</u></p> <p><u>第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p>

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 営業施設の名称
- (3) 営業施設の所在地及び電話番号
- (4) 営業の種類（取扱品目）
- (5) 営業開始予定年月日
- (6) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び資格の種類
- (7) 従事者数
- (8) 営業時間
- (9) 使用水
- (10) 営業設備の概要

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第4号、第6号、第9号又は第10号に掲げるとおりとする。

（給食施設の届出事項等）

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 給食施設の名称
- (3) 給食施設の所在地及び電話番号
- (4) 食品の供与の開始予定年月日
- (5) 給食数
- (6) 従事者数
- (7) 食品衛生責任者の氏名、生年月日及び資格の種類
- (8) 使用水
- (9) 営業設備の概要

2 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、前項第1号、第2号、第7号、第8号又は第9号に掲げるとおりとする。

（食品衛生責任者の届出事項等）

第5条 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 営業施設の名称、所在地及び営業施設符号
- (3) 営業の種類
- (4) 食品衛生責任者の氏名及び生年月日
- (5) 食品衛生責任者の指定又は変更の年月日
- (6) 食品衛生責任者の資格の種類

（食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令）

（食品衛生監視員による食品等の移動の停止命令）

第3条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第59条の規定により、その営業者に対し、期間を定めて食品、添加物、器具又は容器包装の移動の停止を命じることができる。

(届出等の様式)

第4条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 営業許可の申請又は営業届出 営業許可申請書・営業届(新規、継続)(様式第2号)
- (2) 営業許可申請事項又は営業の届出事項の変更の届出 営業許可申請書・営業届(変更)(様式第3号)
- (3) 許可営業又は届出営業の廃業の届出 営業許可申請書・営業届(廃業)(様式第4号)
- (4) 相続、合併又は分割による営業許可の地位の承継の届出 地位承継届(様式第5号)
- (5) 食品衛生管理者の選任又は変更の届出 食品衛生管理者選任(変更)届(様式第6号)
- (6) 自主回収の届出 自主回収届(着手、変更、終了)(様式第7号)
- (7) 健康被害情報の届出 健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票(様式第8号)

第6条 食品衛生監視員は、営業者が法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項又は第20条の規定に違反していると認め、かつ、食品衛生上の危害を除去するため緊急を要するときは、法第54条の規定により、その営業者に対し、期間を定めて食品、添加物、器具又は容器包装の移動の停止を命じることができる。

(届出等の様式)

第7条 次の各号に掲げる届出等は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 食品等の製造又は加工の営業の届出 食品等の製造等の営業届(様式第2号)
- (2) 食品等の製造又は加工の営業の届出事項の変更の届出 食品等の製造等の営業届出事項変更届(様式第3号)
- (3) 食品等の製造又は加工の営業の廃止の届出 食品等の製造等の営業廃止届(様式第4号)
- (4) 許可営業の廃業の届出 許可営業者廃業届(様式第5号)
- (5) 給食施設の届出 給食施設設置届(様式第6号)
- (6) 給食施設の届出事項の変更の届出 給食施設届出事項変更届(様式第7号)
- (7) 給食施設の廃止の届出 給食施設廃止届(様式第8号)
- (8) 食品衛生責任者の届出 食品衛生責任者指定(変更)届(様式第9号)
- (9) 食品衛生責任者の氏名の変更の届出 食品衛生責任者氏名変更届(様式第10号)
- (10) 食品衛生管理者の設置又は変更の届出 食品衛生管理者設置(変更)届(様式第11号)
- (11) 食品営業許可の申請 食品営業許可申請書(新規・更新)(様式第12号)
- (12) 相続による営業許可の地位の承継の届出 営業許可相続承継届(様式第13号)
- (13) 合併による営業許可の地位の承継の届出 営業許可合併承継届(様式第14号)
- (14) 分割による営業許可の地位の承継の届出 営業許可分割承継届(様式第15号)
- (15) 営業許可申請事項の変更の届出 営業許可申請事項変更届(様式第16号)
- (16) 行商の営業許可の申請 行商許可申請書(新規・更新)(様式第17号)
- (17) 行商の許可書 行商許可書(様式第18号)
- (18) 行商の許可証 行商許可証(様式第19号)
- (19) 行商の記章 行商記章(様式第20号)

- (8) ふぐ取扱施設の認定の申請 ふぐ取扱施設認定申請書 (様式第9号)
- (9) ふぐ取扱施設の認定書 ふぐ取扱施設認定書 (様式第10号)
- (10) 相続、合併、分割によるふぐ取扱施設営業者の地位の承継の届出 ふぐ取扱施設認定書交付申請書 (様式第11号)
- (11) ふぐ取扱施設認定書の再交付の申請 ふぐ取扱施設認定書再交付申請書 (様式第12号)
- (12) ふぐ取扱施設認定書の返納 ふぐ取扱施設認定書返納届 (様式第13号)
- (13) 専任ふぐ調理師の変更 専任のふぐ調理師変更届 (様式第14号)
- (14) ふぐの取扱の廃止 ふぐ取扱施設廃止届 (様式第15号)
- (15) ふぐ提供施設の届出 ふぐ提供施設届 (様式第16号)
- (16) ふぐ提供施設の届出事項の変更の届出 ふぐ提供施設変更届 (様式第17号)
- (17) ふぐ提供施設の廃止の届出 ふぐ提供施設廃止届 (様式第18号)

- (20) 行商の許可証等の再交付の申請 許可証・記章再交付申請書 (様式第21号)
- (21) 行商の許可申請事項の変更の届出 許可行商者の住所等変更届 (様式第22号)
- (22) 行商の廃業の届出 許可行商者廃業届 (様式第23号)
- (23) ふぐ取扱施設の認定の申請 ふぐ取扱施設認定申請書 (様式第24号)
- (24) ふぐ取扱施設の認定書 ふぐ取扱施設認定書 (様式第25号)
- (25) 相続、合併、分割によるふぐ取扱施設営業者の地位の承継の届出 ふぐ取扱施設認定書交付申請書 (様式第26号)
- (26) ふぐ取扱施設認定書の再交付の申請 ふぐ取扱施設認定書再交付申請書 (様式第27号)
- (27) ふぐ取扱施設認定書の返納 ふぐ取扱施設認定書返納届 (様式第28号)
- (28) 専任ふぐ調理師の変更 専任のふぐ調理師変更届 (様式第29号)
- (29) ふぐの取扱の廃止 ふぐ取扱施設廃止届 (様式第30号)
- (30) ふぐ提供施設の届出 ふぐ提供施設届 (様式第31号)
- (31) ふぐ提供施設の届出事項の変更の届出 ふぐ提供施設変更届 (様式第32号)
- (32) ふぐ提供施設の廃止の届出 ふぐ提供施設廃止届 (様式第33号)

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

営業許可書

指令第 号
年 月 日

様

さいたま市保健所長 印

年 月 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により、次のとおり許可する。

- 1 営業所の所在地
- 2 営業所の名称、屋号又は商号

営業施設符号

- 3 許可事項
営業の種類

許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可の条件

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分のあったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者になります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号の2（第2条関係）

営業許可書

指令第 号
年 月 日

様

さいたま市保健所長 印

年 月 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第55条の規定により、次のとおり許可する。

- 1 営業車の保管場所の所在地
(主な営業区域)
- 2 営業所の名称、屋号又は商号

営業施設符号

- 3 許可事項
営業の種類

許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可の条件

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分のあったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者になります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

【許可・届出共通】

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	(ふりがな)	
	施設の名称、屋号又は商号		担当者氏名：
			電話番号：
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物 (食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道)				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	
	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>	
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨			
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

【許可・届出共通】

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名	年 月 日生		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	(ふりがな)	
	施設の名称、屋号又は商号	担当者氏名：	電話番号：
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	食品衛生法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
	(ふりがな)		資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
① 水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

【許可・届出共通】

年 月 日
整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

（宛先）さいたま市保健所長

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	(ふりがな)	
	施設の名称、屋号又は商号		担当者氏名： 電話番号：
自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
廃業年月日			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考			

年 月 日
 整理番号：
 ※届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	生年月日	年 月 日生
被相続人	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業 施設 情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

年 月 日
 整理番号：
 ※届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
 (※営業許可申請書・営業届に添付する場合、内容が重複する項目は記載を省略することができます。)

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地 (ふりがな)		
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 年 月 日生		
	施設の所在地 (ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号	担当者氏名： 電話番号：	
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別		<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑪添加物（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング	
食品衛生管理者情報	氏名 年 月 日生		
	住所		
	職名		
	職種		
	職務内容		
選任（変更）年月日		年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書		
	<input type="checkbox"/> 資格等を証する書面		
	<input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面		
備考			

年 月 日
 整理番号：
 ※届出者による記載は不要です。

(宛先) さいたま市保健所長

自主回収届（着手、変更、終了）

食品衛生法第58条第1項の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。
 (※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。)

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名（ふりがな）		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	(ふりがな)		
委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報(注)	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地		
	(ふりがな)		
製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください。） ※法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：	商品名：	
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。		

(注)一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報。輸入品の場合は、輸入業者の営業所等の情報。

回収する食品等の情報等	回収の理由	内容		
	<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反			
	<input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ			
	回収着手時点における販売状況（販売地域、販売先、販売日、販売数量等） ※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。			
	回収に着手した年月日	年	月	日
	回収の方法（回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収後の対応、回収終了予定等）			
	回収状況（販売数量に対する回収数量、回収終了等） ※届出時点			
健康被害の発生状況（生命又は身体に対する危害の発生の有無）				
健康への危険の程度 ※市において記載	内容 ※市において記載			
画像（商品の全体がわかる画像、表示（食品関連事業者、製造所・加工所、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号・ロット番号等））				
※多数ある場合は、別紙にリストを添付してください。				
備考				
担当者	（ふりがな）		電話番号	
担当者	担当者氏名			

（宛先）さいたま市保健所長

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票

報告者氏名 （役職）		会社名（部署名）	
所在地		電話番号 FAX番号	
情報受付日	年 月 日		
情報提供者	摂取者本人 ・ 摂取者の家族等 ・ 医療機関 ・ その他（ ）		

該当箇所にチェックまたは空欄に記入してください（複数回答可）。
 「指定成分等を含む食品」の場合、*のついている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。
 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="checkbox"/> 含有あり	* 指定成分等名	
		* 指定成分等の1日摂取目安量	(μ g /mg/g)
		* 管理成分の1日摂取目安量	(μ g /mg/g)
	<input type="checkbox"/> 含有なし		
	<input type="checkbox"/> 不明		

1. 症状

* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目：
	<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 下痢	
* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 倦怠感	<input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐	<input type="checkbox"/> その他 具体的な訴え：
	<input type="checkbox"/> かゆみ・発疹	<input type="checkbox"/> 呼吸困難	
* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 不正性器出血	
	<input type="checkbox"/> 黄疸	<input type="checkbox"/> 月経不順	
* 症状発現日	年 月 日（頃） または 摂取 日（頃） <input type="checkbox"/> 不明		

* 使用開始日	年 月 日 (頃) <input type="checkbox"/> 不明	* 使用中止日	年 月 日 (頃) <input type="checkbox"/> 不明
* 1日摂取量	<input type="checkbox"/> 使用方法のとおり <input type="checkbox"/> 過量 (具体的に： <input type="checkbox"/> 少量 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に： <input type="checkbox"/> 不明		
* 症状発現後の使用状況・症状	<input type="checkbox"/> 中止 → 中止後に症状改善： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 中止後再使用 → 再使用で症状再発： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 減量 → 減量後に症状改善： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 増量 → 増量後に症状悪化： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 不明		
* 併用している他の健康食品	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
ある場合	製品名	製造者名	
	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		
備考欄			

4. 受診情報

* 医療機関受診	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合は全て記載)	医療機関名	所在地：	受診日：
	医療機関名	所在地：	受診日：
その他の医療機関 (かかりつけ病院)	医療機関名	所在地：	受診日：
妊娠の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		

* 併用している 医薬品の詳細		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
ある 場合	①	医薬品名	服用目的
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		

5. 行政への届出

指定成分等を含む場合

* 届出の要否	<input type="checkbox"/> 否 →	受診した医師による診断：
	<input type="checkbox"/> 要	

(保健所使用欄)

		症状	詳細 (診断名等)	重篤度	転帰
複数選択可	1	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
	2	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
<p>市長が法第8条第2項に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室へ報告する際に使用する情報提供票の保健所使用欄の重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。</p> <p>①軽微：摂取者が、医療機関を受診していない場合 ②軽度：摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合 ③中等度：摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合 ④後遺症：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合 ⑤死亡：摂取者が、死亡した場合</p>					
<p>その他特記事項</p>					

様式第9号から様式第23号までを削る。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第9号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>備考 [略]</p>	<p>様式第24号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>生年月日</u></p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>備考 [略]</p>
<p>様式第10号（第4条関係）</p>	<p>様式第25号（第7条関係）</p>
<p>様式第11号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 営業施設符号 _____</p> <p>備考 [略]</p>	<p>様式第26号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書交付申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>生年月日</u></p> <p>[略]</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 営業施設符号 _____ . .</p> <p>備考 [略]</p>
<p>様式第12号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書再交付申請書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 営業施設符号 _____</p> <p>5 [略]</p>	<p>様式第27号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書再交付申請書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>生年月日</u></p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 営業施設符号 _____ . .</p> <p>5 [略]</p>
<p>様式第13号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書返納届</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第28号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">ふぐ取扱施設認定書返納届</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;"><u>生年月日</u></p> <p>[略]</p>

様式第14号 (第4条関係)

専任のふぐ調理師変更届

[略]

[略]

[略]

備考 [略]

様式第15号 (第4条関係)

ふぐ取扱施設廃止届

[略]

[略]

1～3 [略]

4 営業施設符号 _____

5・6 [略]

備考 [略]

様式第16号 (第4条関係)

ふぐ提供施設届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4・5 [略]

様式第17号 (第4条関係)

ふぐ提供施設変更届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4・5 [略]

様式第18号 (第4条関係)

ふぐ提供施設廃止届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4 [略]

様式第29号 (第7条関係)

専任のふぐ調理師変更届

[略]

生年月日

[略]

[略]

備考 [略]

様式第30号 (第7条関係)

ふぐ取扱施設廃止届

[略]

[略]

1～3 [略]

4 営業施設符号 _____

5・6 [略]

備考 [略]

様式第31号 (第7条関係)

ふぐ提供施設届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4・5 [略]

様式第32号 (第7条関係)

ふぐ提供施設変更届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4・5 [略]

様式第33号 (第7条関係)

ふぐ提供施設廃止届

[略]

[略]

1・2 [略]

3 営業施設符号 _____

4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市食品衛生法施行細則様式第24号から様式第33号までの規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

さいたま市規則第59号

さいたま市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市営住宅条例施行規則（平成13年さいたま市規則第225号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(収入申告) 第14条 [略] 2 条例第18条第2項の規定による入居者への通知は、 <u>収入認定及び家賃決定通知書</u> （様式第15号）によるものとする。 3 [略]	(収入申告) 第14条 [略] 2 条例第18条第2項の規定による入居者への通知は、 <u>収入及び家賃に関する決定通知書</u> （様式第15号）によるものとする。 3 [略]

様式第14号を次のように改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



収入認定及び家賃決定通知書

さいたま市市営住宅条例第17条及び第18条第2項の規定により、次のとおり収入額を認定し、家賃について決定したので通知します。

氏名	所得金額	控除の内容	控除種別	人数	控除額	近傍同種家賃	円
	円		給与所得等	人	円		円
	円		扶養親族	人	円	本来家賃	円
	円		老人扶養	人	円	収入超過加算額	円
	円		特定扶養	人	円	家賃	円
	円		障害者	人	円	裁量階層の有無	
	円		特別障害者	人	円	収入申告の有無	
	円		寡婦	人	円		
	円		ひとり親	人	円		
	円						
	円						

世帯所得金額合計 A	円	控除額合計 B	円
---------------	---	------------	---

収入認定額C (A-B)	円	収入月額 (C÷12)	円	家賃	円
-----------------	---	----------------	---	----	---

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

さいたま市規則第60号

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(公表等の方法)</p> <p>第29条</p> <p>法第10条第2項の規定によるインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法による公表並びに法第49条第2項（法第51条第5項、法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）、法第63条第5項及び法第67条第4項において準用する場合を含む。）、法第53条第2項及び法第57条第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第65条第6項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、本市のホームページに掲載して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(縦覧期間中の補正)</p> <p>第31条 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正を行うときは、補正後の法第10条第1項の規定により提出された申請書又は同項各号に掲げる書類を添付した補正書（様式第43号）を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第31号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 認定 特定認定 </div> <p style="margin-left: 20px;">特定非営利活動法人の役員報酬規程</p>	<p style="text-align: center;">(公告等の方法)</p> <p>第29条 <u>法第10条第2項（法第25条第5項、法第34条第5項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の規定による公告は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>2 法第10条第2項の規定によるインターネットの利用による公表並びに法第49条第2項（法第51条第5項、法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）、法第63条第5項及び法第67条第4項において準用する場合を含む。）、法第53条第2項及び法第57条第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第65条第6項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、本市のホームページに掲載して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(縦覧期間中の補正)</p> <p>第31条 <u>法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正を行うときは、補正後の法第10条第1項の規定により提出された申請書又は同項各号に掲げる書類を添付した補正書（様式第43号）を市長に提出して行わなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>様式第31号（第22条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 認定 特定認定 </div> <p style="margin-left: 20px;">特定非営利活動法人の役員報酬規程</p>

等提出書	等提出書
<p>[略]</p> <p>1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程〔2通〕 <u>＜提出しない場合＞</u> <u>最後に役員報酬規程を提出した事業年度</u> <u>年度</u> <u>最後に職員給与規程を提出した事業年度</u> <u>年度</u></p> <p>2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類〔2通〕</p> <p>(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に規定する内閣府令で定める事項)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>役員等に対する報酬又は給与の状況</u></p> <p><u>イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロに係る部分を除く。）</u></p> <p><u>ロ 給与を得た職員の総数及び総額</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程〔2通〕</p> <p>2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、<u>資産の譲渡等に関する事項</u>、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類〔2通〕</p> <p>(特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に規定する内閣府令で定める事項)</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>様式第43号（第31条関係） 補正書</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日に申請した〔 〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第43号（第31条関係） 補正書</p> <p>[略]</p> <p>年 月 日に申請した〔 〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

さいたま市規則第61号

さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則

さいたま市住宅用家屋証明規則（平成13年さいたま市規則第224号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号（第2条関係） 住宅用家屋証明申請書 [略] 申請者又は代理人 <u>住所</u> <u>氏名</u> <u>電話番号</u> [略]	様式第1号（第2条関係） 住宅用家屋証明申請書 [略] 申請者又は代理人 <u>住所</u> <u>氏名</u> (印) <u>電話番号</u> [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市住宅用家屋証明規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

さいたま市規則第62号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則を廃止する規則

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年さいたま市規則第39号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第63号

さいたま市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の住居手当に関する規則（平成13年さいたま市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<p><u>（令和3年4月1日における届出の特例）</u> <u>第11条 令和3年3月31日においてさいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和元年さいたま市条例第33号）附則第4項及び第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第14条第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出（さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び第5項の規定による住居手当に関する規則（令和2年さいたま市規則第39号）第6条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出）を令和3年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。</u></p>
第11条 [略]	第12条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第64号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収) 第11条 [略] 2・3 [略] 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略]</p>	<p>(費用の徴収) 第11条 [略] 2・3 [略] 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] <u>(3) 入院した者又はその配偶者若しくは扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。</u> <u>ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。</u> <u>イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとす</u></p>

5・6 [略]

5・6 る。
[略]

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

さいたま市規則第65号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年9月30日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和3年6月30日</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第66号

さいたま市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市身体障害者福祉法施行細則（平成18年さいたま市規則第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収) 第11条 [略]</p>	<p>(費用の徴収) 第11条 [略]</p> <p><u>2 身体障害者又はその扶養義務者が次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該身体障害者又はその扶養義務者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u></p> <p><u>(2) 婚姻をしたことがないこと。</u></p> <p><u>(3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u></p> <p><u>(4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p><u>3 身体障害者又はその扶養義務者が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該身体障害者又はその扶養義務者を地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。</u></p> <p><u>(2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p><u>(3) 当該年度の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。</u></p>

）が500万円以下であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市身体障害者福祉法施行細則第11条の規定は、この規則の施行の日以後の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

さいたま市規則第67号

さいたま市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市知的障害者福祉法施行細則（平成18年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収) 第4条 [略]</p>	<p>(費用の徴収) 第4条 [略]</p> <p><u>2 知的障害者又はその扶養義務者が次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該知的障害者又はその扶養義務者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u></p> <p><u>(2) 婚姻をしたことがないこと。</u></p> <p><u>(3) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u></p> <p><u>(4) 地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p><u>3 知的障害者又はその扶養義務者が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該知的障害者又はその扶養義務者を地方税法第292条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。</u></p> <p><u>(2) 地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p><u>(3) 当該年度の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。</u></p>

）が500万円以下であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市知的障害者福祉法施行細則第4条の規定は、この規則の施行の日以後の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

さいたま市規則第68号

さいたま市母子生活支援施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市母子生活支援施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(入所の申込み) 第2条 母子保護の実施を希望する者は、母子生活支援施設入所申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所に提出しなければならない。 (1) [略] (2) 入所する者の市町村民税の額を証する書類 (3) [略]	(入所の申込み) 第2条 母子保護の実施を希望する者は、母子生活支援施設入所申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所に提出しなければならない。 (1) [略] (2) 入所する者の <u>所得税及び</u> 市町村民税の額を証する書類 (3) [略]

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

各月初日の在籍世帯の階層区分		徴収金（月額）		
階層区分	定義			
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円		
B	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日までにあつては前年度。以下同じ。）分の市町村民税が非課税の世帯	0円		
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円		
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	3,300円	
D2		9,001円以上27,000円以下	4,500円	
D3		27,001円以上57,000円以下	6,700円	
D4		57,001円以上93,000円以下	9,300円	
D5		93,001円以上177,300円以下	14,500円	
D6		177,301円以上258,100円以下	20,600円	
D7		258,101円以上348,100円以下	その月の母子保護の実施世帯に係る運営費の支弁額	全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、その徴収金の額は、27,100円とする。
D8		348,101円以上456,100円以下		

		その徴収金の額は、 34,300円とする。
D9	456,101円以上 583,200円以下	全額徴収。ただし、 その額が42,500円を超えるときは、 その徴収金の額は、 42,500円とする。
D10	583,201円以上 704,000円以下	全額徴収。ただし、 その額が51,400円を超えるときは、 その徴収金の額は、 51,400円とする。
D11	704,001円以上 852,000円以下	全額徴収。ただし、 その額が61,200円を超えるときは、 その徴収金の額は、 61,200円とする。
D12	852,001円以上 1,044,000円 以下	全額徴収。ただし、 その額が71,900円を超えるときは、 その徴収金の額は、 71,900円とする。
D13	1,044,001円 以上1,225,500円以下	全額徴収。ただし、 その額が83,300円を超えるときは、 その徴収金の額は、 83,300円とする。
D14	1,225,501円 以上1,426,500円以下	全額徴収。ただし、 その額が95,600円を超えるときは、 その徴収金の額は、 95,600円とする。
D15	1,426,501円 以上	全額徴収

備考

- 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、入所者及びその入所者の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市母子生活支援施設条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の保護に係る徴収金について適用し、同日前の保護に係る徴収金については、なお従前の例による。

さいたま市規則第69号

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市助産の実施に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第126号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入所基準)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表の <u>D1</u> 及び <u>D2</u> 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、助産の実施を受けることができる。</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表の A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>404,000円</u>以上であるとき。</p>	<p>(入所基準)</p> <p>第2条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施は、その妊産婦が次の各号のいずれかに該当するときは、行わないものとする。</p> <p>(1) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表の <u>D</u> 階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときは、助産の実施を受けることができる。</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分が別表の A 階層及び B 階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条第1号に規定する要件を満たす内容で締結される保険契約の保険料に相当する額として支払われる額を除く。）が、<u>39万円</u>以上であるとき。</p>

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

階層区分	定義	徴収金（入所日から退所日までに係る額）	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日までにあっては前年度。以下同じ。）分の市町村民税が非課税の世帯	2,200円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	4,500円	
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円以上 19,000円以下	9,000円

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層並びにD1及びD2階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

- 3 所得割の額を算定する場合には、妊産婦及びその妊産婦の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 妊産婦の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収額は0円とする。
- (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯
 - (2) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）を除く。）のいる世帯 次に掲げる児童（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (4) その他の世帯 申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 助産の実施がとられた妊産婦に係るこの表の適用については、出産一時金（社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者である妊産婦がその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額をいう。）の額に、B階層にあつては20パーセント、C階層にあつては30パーセント、D1及びD2階層にあつては50パーセントをそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収額に加えるものとする。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後								改正前									
様式第1号（第3条関係） 助産施設入所申込書								様式第1号（第3条関係） 助産施設入所申込書									
[略]								[略]									
[略]								[略]									
区分	ふりがな氏名	妊産婦との続柄	生年月日	個人番号	職業	課税の有無		備考	区分	ふりがな氏名	妊産婦との続柄	生年月日	個人番号	職業	課税の有無		備考
						本年度分市町村民税									本年度分市町村民税	前年分所得税	
[略]		[略]				[略]			[略]		[略]				[略]	有・無	
						[略]									[略]	有・無	
						[略]									[略]	有・無	
						[略]									[略]	有・無	
						[略]									[略]	有・無	
						[[有・	

略]	略] 無
[略]	[略]
備考	備考

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市助産の実施に関する条例施行規則第2条の規定は、この規則の施行の日以後の助産の実施について適用し、同日前の助産の実施については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後のさいたま市助産の実施に関する条例施行規則別表及び様式第1号の規定は、この規則の施行の日以後の保護に係る徴収金について適用し、同日前の保護に係る徴収金については、なお従前の例による。

さいたま市規則第70号

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収) 第3条 [略] 2 [略]</p>	<p>(費用の徴収) 第3条 [略] 2 [略] 3 <u>障害児の扶養義務者が次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該扶養義務者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u> (2) <u>婚姻をしたことがないこと。</u> (3) <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u> (4) <u>地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u> 4 <u>障害児の扶養義務者が前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、徴収金の額の算定に係る市町村民税の額及び所得税の額は、当該扶養義務者を地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>当該年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。</u> (2) <u>地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u> (3) <u>当該年度の市町村民税の賦課期日の属する年</u></p>

の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第3号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。

（委託及び入所の措置等に要する費用の徴収）

第22条 市長は、法第27条第1項第3号又は第31条第2項若しくは第4項（いずれも障害児入所施設に係る措置を除く。）の規定による措置を採ったときは、当該児童又は延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下同じ。）について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費を限度として、本人又はその扶養義務者（本人と同一世帯に属し生計を一にする者に限る。以下同じ。）から費用を徴収することとし、その徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、別表第1に定める額とする。

2 市長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第31条第2項から第4項まで（いずれも障害児入所施設に係る措置に限る。）の規定による措置を採ったときは、当該児童又は延長者について、入所後又は委託後に要した措置費を限度として、本人又はその扶養義務者から費用を徴収することとし、その徴収金の額は、別表第2に定める額とする。

3 第1項の規定は、法第33条の6第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する児童自立生活援助の実施をしたときについて準用する。この場合において、「当該児童又は延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下同じ。）について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費」とあるのは、「児童自立生活援助の実施に要した費用」とする。

4 児童相談所長は、前3項の規定により徴収金の額を決定し、又は変更したときは、徴収金決定（変更）通知書（様式第38号）により、本人又はその扶養義務者に通知するものとする。ただし、月の中途において、措置を採り、若しくは当該措置を解除し、停止し、若しくは変更し、又は児童自立生活援助を実施し、若しくは当該実施を解除したときにおけるその月の徴収金は、日割計算により算定した額とする。

（委託及び入所の措置等に要する費用の徴収）

第22条 市長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第31条第2項から第4項までの規定による措置を採ったときは、当該児童又は延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。）について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費を限度として、本人又はその扶養義務者（本人と同一世帯に属し生計を一にする者に限る。以下同じ。）から費用を徴収することとし、その徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、別表に定める額とする。

2 前項の規定は、法第33条の6第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する児童自立生活援助の実施をしたときについて準用する。この場合において、「当該児童又は延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。以下この項において同じ。）について、入所後若しくは通所後又は委託後に要した措置費」とあるのは、「児童自立生活援助の実施に要した費用」とする。

3 児童相談所長は、前2項の規定により徴収金の額を決定し、又は変更したときは、徴収金決定（変更）通知書（様式第38号）により、本人又はその扶養義務者に通知するものとする。ただし、月の中途において、措置を採り、若しくは当該措置を解除し、停止し、若しくは変更し、又は児童自立生活援助を実施し、若しくは当該実施を解除したときにおけるその月の徴収金は、日割計算により算定した額とする。

別表を次のように改める。

別表第1（第22条関係）

徴収金基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
		入所施設	児童心理治療施設 通所部及び児童自立生活援助
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日まで	0円	0円
B2	にあつては前年度）分の市町村民税が非課税の世帯		
	B1階層を除く世帯	1,100円	500円
C	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日までにあつては前年度）分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	1,100円
D1	A階層及びC階層	9,000円以下	3,300円
D2	を除き当該年度（	9,001円以上27,000円以下	4,500円
D3	4月1日から6月	27,001円以上57,000円以下	6,700円
D4	30日までにあつ	57,001円以上93,000円以下	9,300円
D5	ては前年	93,001円以上1	14,500円
			7,200円

	度) 分の	77,300円以下	0円	
D6	市町村民 税の課税	177,301円以上 258,100円以下	20,600円	10,300円
D7	世帯であ って、そ	258,101円以上 348,100円以下	27,100円	13,500円
D8	の市町村 民税所得	348,101円以上 456,100円以下	34,300円	17,100円
D9	割の額の 区分が次	456,101円以上 583,200円以下	42,500円	21,200円
D10	の区分に 該当する	583,201円以上 704,000円以下	51,400円	25,700円
D11	世帯	704,001円以上 852,000円以下	61,200円	30,600円
D12		852,001円以上 1,044,000円 以下	71,900円	35,900円
D13		1,044,001円 以上1,225,500 円以下	83,300円	41,600円
D14		1,225,501円 以上1,426,500 円以下	95,600円	47,800円
D15		1,426,501円 以上	99,000円	49,500円

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）をいう。なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成

23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 この表において「措置児童等」とは、法第27条第1項第3号又は第31条第2項若しくは第4項（いずれも障害児入所施設に係る措置を除く。）の規定による措置を採った当該児童又は延長者をいう。

5 この表において「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親をいう。

6 この表のB1階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。

(1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう（児童自立生活援助事業所に入所している児童は、単身世帯とみなす。）。

(2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。

(3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）又は法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童を除く。）のいる世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）

に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による市長が認定した世帯をいう。

7 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収金基準月額に10分の1を乗じて得た額をもってその児童等の徴収金基準月額とする。

8 この表の規定にかかわらず、里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

9 この表の徴収金基準月額が、その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額を超える場合には、同表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第22条関係）

徴収金基準

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準月額	
		入所施設	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B 1	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日まで）にあっては前年度分の市町村民税が非課税の世帯	0円	
B 2	B 1階層を除く世帯	1,100円	
C	A階層を除き当該年度（4月1日から6月30日まで）にあっては前年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	
D 1	A階層及び	12,000円以下	3,300円
D 2	C階層を除き当該年度	12,001円以上30,000円以下	4,500円
D 3	（4月1日から6月30日まで）に	30,001円以上60,000円以下	6,700円
D 4	あっては前	60,001円以上96,000円以下	9,300円
D 5	年度）分の	96,001円以上189,000円以下	14,500円
D 6	市町村民税	189,001円以上277,000円以下	20,600円
D 7	の課税世帯	277,001円以上348,000円以下	27,100円
D 8	であって、	348,001円以上465,000円以下	34,300円
D 9	その市町村民税所得割	465,001円以上594,000円以下	42,500円
D 10	の額の区分	594,001円以上716,000円以下	51,400円
	が次の区分		
	に該当する		
	世帯		

D 1 1	7 1 6, 0 0 1 円以上 8 6 4, 0 0 0 円以下	6 1, 2 0 0 円
D 1 2	8 6 4, 0 0 1 円以上 1, 0 5 6, 0 0 0 円以下	7 1, 9 0 0 円
D 1 3	1, 0 5 6, 0 0 1 円以上 1, 2 3 8, 0 0 0 円以下	8 3, 3 0 0 円
D 1 4	1, 2 3 8, 0 0 1 円以上 1, 4 3 9, 0 0 0 円以下	9 5, 6 0 0 円
D 1 5	1, 4 3 9, 0 0 1 円以上	9 9, 0 0 0 円

備考

- 1 この表のC階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、同階層及びD1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割をいう。なお、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に掲げるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 3 この表において「措置児童等」とは、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第31条第2項から第4項まで（いずれも障害児入所施設に係る措置に限る。）の規定による措置を採った当該児童又は延長者をいう。
- 4 この表において「入所施設」とは、障害児入所施設及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関をいう。
- 5 この表のB1階層における「単身世帯」、「母子世帯等」、「在宅障害児（者）のいる世帯」及び「その他の世帯」とは、次のとおりとする。
- (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯をいう。
 - (2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で、民法第877条の規定により現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
 - (3) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児童（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）又は法第24条の2の規定により障害児入所施設を利用する児童を除く。）のいる世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給に係る障害児
 - エ 国民年金法に基づく年金その他の公的年金のうち障害を支給事由とする年金の受給者
 - オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による市長が認定した世帯をいう。
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置を受けている場合は、その月の徴収金基準月額のうち最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の徴収金基準月額に10分の1を乗じて得た額をもってその児童等の徴収金基準月額とする。

- 7 この表の徴収金基準月額が、その月におけるその措置児童等に係る措置費の支弁額を超える場合には、同表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。
- 8 障害児入所施設又は肢体不自由児若しくは重症心身障害児を入院させる指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて、小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、第22条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童に係る措置費は徴収しない。
- 9 B2階層と認定された世帯に属する措置児童が満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児である場合についても、前項と同様とする。

様式第13号（表）を次のように改める。

様式第13号(第9条関係)(表)

(一)		(二)		(三)	
障害児入所受給者証		施設給付決定の内容		指定障害児入所施設等の記入欄	
受給者証番号		入所支援の種類及び内容		指定障害児入所施設等の名称	入所日・退所日
入所給付決定保護者	居住地	給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで		入所日 年 月 日
	フリガナ	特定入所障害児食費等給付費の支給内容			退所日 年 月 日
	氏名	支給額			入所日 年 月 日
	生年月日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで		退所日 年 月 日
障害児	フリガナ	利用者負担に関する事項			入所日 年 月 日
	氏名	負担上限月額			退所日 年 月 日
	生年月日	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	(予備欄)	
交付年月日		特記事項			
支給都道府県又は市の名称及び印		さいたま市 児童相談所長 印			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市児童福祉法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6の規定による措置（以下この項において「措置」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第22条第1項及び第3項並びに別表第1の規定は、施行日以後の法第27条第1項第3号若しくは第31条第2項若しくは第4項（いずれも障害児入所施設に係る部分を除く。）の規定による措置又は児童自立生活援助の実施（以下この項において「措置等」という。）に要する費用の徴収から適用し、同日前の措置等に要した費用の徴収については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則第22条第2項及び別表第2の規定は、施行日以後の法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第31条第2項から第4項まで（いずれも障害児入所施設に係る部分に限る。）の規定による措置に要する費用の徴収から適用する。
- 5 施行日の際現に障害児入所施設又は法第27条第2項に規定する指定発達支援医療機関に入所し、又は入院している本人又はその扶養義務者のうち、改正後の規則別表第2の規定により算出した徴収金基準月額が、この規則による改正前のさいたま市児童福祉法施行細則別表の規定により算出した徴収金基準月額を上回るものに係る徴収金基準月額については、なお従前の例による。

さいたま市規則第71号

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成15年さいたま市規則第113号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(掛金の減免) 第5条 [略] 2 [略]</p>	<p>(掛金の減免) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>生計中心者が、次に掲げる要件を満たす場合において、前項第1号及び第2号の市町村民税の額又は同項第3号の所得税の額は、当該生計中心者を地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号及び所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>減額の申請をする日の属する年度（減免の申請をする日の属する月が4月から6月までの間にあるときは、当該年度の前年度。以下同じ。）分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで母となった女子であること。</u> (2) <u>婚姻をしたことがないこと。</u> (3) <u>婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。</u> (4) <u>地方税法第292条第1項第11号イの扶養親族その他その者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u> 4 <u>生計中心者が、前項第2号及び第3号に掲げる要件並びに次に掲げる要件を満たす場合において、第2項第1号及び第2号の市町村民税の額又は同項第3号の所得税の額は、当該生計中心者を地方税法第292条第1項第12号及び所得税法第2条第1項第31号に規定する寡夫とみなして算定するものとする。</u> (1) <u>減額の申請をする日の属する年度分の市町村民税の賦課期日前に婚姻によらないで父となった男子であること。</u></p>

<p>3 前2項の規定にかかわらず、加入者が転出（新たに市外に住所を有することをいう。）したときは、その日の属する月の翌月から掛金の免除又は減額は、行わないものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(2) <u>地方税法第292条第1項第12号のその者と生計を一にする親族で政令で定めるものを有する者であること。</u></p> <p>(3) <u>減額の申請をする日の属する年度分の市町村民税の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。）が500万円以下であること。</u></p> <p>5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、加入者が転出（新たに市外に住所を有することをいう。）したときは、その日の属する月の翌月から掛金の免除又は減額は、行わないものとする。</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後のさいたま市心身障害者扶養共済制度条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る掛金の減免について適用し、同日前の申請に係る掛金の減免については、なお従前の例による。

さいたま市規則第72号

さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年さいたま市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u></p>	<p><u>さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規則は、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長の所管する手続等を、条例第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>市長の所管する手続等（条例第3条から第6条までの規定を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>市長の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、<u>条例</u>の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、次項に定めるものを除き、<u>さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）</u>の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意</p>

義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市長若しくはこれに置かれる機関、これらに置かれる機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者

(2) [略]

(3) 電子証明書 申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の公表)

第3条 市長は、市長等がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う市長等に係る手続等について、あらかじめ当該手続等の名称又は根拠となる法令若しくは条例等の名称若しくは条項その他市長等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電気計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の使用に係る電気計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録し、当該申請等を行わなければならない。

義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 電子証明書 申請等をする者又は市の機関が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(手続等の公表)

第3条 市長は、市長若しくはこれに置かれる機関又はこれらに置かれる機関の職員であつて法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められた職員（以下「市長等」という。）がこの規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等及び処分通知等について、あらかじめ当該申請等又は処分通知等の名称又は根拠となる法令若しくは条例等の名称若しくは条項その他市長等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織（条例第3条第1項の電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項その他市長が必要と認める事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる機能を有するものから入力して行わなければならない。

(1) 市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能

(2) 市長等の使用に係る電子計算機と通信する機

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。次項において同じ。）であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(3) [略]

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前項各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

4 第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、及び市長等の使用に係る電気計算機に備えられた当該申請等の受理の用に供するものとして市長が指定するファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出する場合は、この限りでない。

5 同一の内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

能

2 前項の申請等をする者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるとき又は市の機関が申請等をする場合において市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が定める電子証明書

3 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

4 第1項の申請等をする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべき書面等に記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって第1項各号に掲げる機能を有するものから入力し、又は当該書面等を提出しなければならない。

5 市長等は、第1項の申請等に際して、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、市長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

6 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、市長の定める方法により当該処分通知等を行った市長等を確認するための措置を講じるときは、この限りでない。
- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置及び前項ただし書に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 市長等は、電子情報処理組織(条例第4条第1項の電子情報処理組織をいう。)を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、市長の定めるところにより、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

- 2 市長等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、市の機関に対して処分通知等を行う場合において、市長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。
- 3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の届出（市長の定めるところにより行うものに限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

（電磁的記録による縦覧等）

第12条 市長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等にする方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第13条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

（添付書面等の省略）

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 市長等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等にする方法、市長に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第7条 市長等は、電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は市長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

第14条 条例第7条の規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、市長の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

書面等	措置
<p>1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条第1項に規定する登記事項証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、市長等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該市長等への提供</p>
<p>3 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 2の項右欄に掲げる措置</p> <p>(3) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）</p>

	の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供
4 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書	3の項右欄第3号に掲げる措置
5 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄第1号に掲げる措置

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第73号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>情報通信技術</u>を利用して行う<u>手続等</u>)</p> <p>第2条の2 <u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又はさいたま市<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等を行う者は、都道府県及び市町村の共用に供される<u>情報システム</u>を用いて行うものとする。</p> <p>2 <u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項又はさいたま市<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進に関する条例第4条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等を行うときは、前項の<u>情報システム</u>を用いて行うものとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(<u>情報通信の技術</u>を利用して行う行政手続等)</p> <p>第2条の2 行政手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項又はさいたま市行政手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用して地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等を行う者は、都道府県及び市町村の共用に供される<u>情報通信システム</u>を用いて行うものとする。</p> <p>2 市長は、行政手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用に関する法律第4条第1項又はさいたま市行政手続等における<u>情報通信の技術</u>の利用に関する条例第4条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用して地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等を行うときは、前項の<u>情報通信システム</u>を用いて行うものとする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第74号

さいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成14年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理者の兼務の許可等)	(管理者の兼務の許可等)
<p>第2条 次に掲げる許可（以下この条において「兼務許可」という。）を受けようとする者は、（薬局・医薬品製造・店舗・営業所）管理者の兼務許可申請書（様式第1号）をさいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第4項ただし書の規定により薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(2) 法第17条第8項において準用する法第7条第4項ただし書の規定により薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として医薬品の製造の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(3) 法第28条第4項ただし書の規定により店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(4) 法第35条第4項ただし書の規定により医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p>	<p>第2条 次に掲げる許可（以下この条において「兼務許可」という。）を受けようとする者は、（薬局・医薬品製造・店舗・営業所）管理者の兼務許可申請書（様式第1号）をさいたま市保健所条例（平成13年さいたま市条例第309号）の規定により設置された保健所の長（以下「保健所長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第3項ただし書の規定により薬局の管理者がその薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(2) 法第17条第4項において準用する法第7条第3項ただし書の規定により薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として医薬品の製造の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(3) 法第28条第3項ただし書の規定により店舗管理者がその店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(4) 法第35条第3項ただし書の規定により医薬品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p>

(薬局・医薬品製造・店舗・営業所) 管理者の兼務
許可申請書

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第7条第4項ただし書・第17条第8項において準用する第7条第4項ただし書・第28条第4項ただし書・第35条第4項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

(薬局・医薬品製造・店舗・営業所) 管理者の兼務
許可書

[略]

年 月 日付けで申請のあった（薬局・医薬品製造・店舗・営業所）管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第7条第4項ただし書・第17条第8項において準用する第7条第4項ただし書・第28条第4項ただし書・第35条第4項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定により許可します。

[略]

(薬局・医薬品製造・店舗・営業所) 管理者の兼務
許可申請書

[略]

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第7条第3項ただし書・第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定により、次のとおり申請します。

[略]

様式第2号（第2条関係）

[略]

(薬局・医薬品製造・店舗・営業所) 管理者の兼務
許可書

[略]

年 月 日付けで申請のあった（薬局・医薬品製造・店舗・営業所）管理者の兼務については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第7条第3項ただし書・第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書・第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定により許可します。

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。